

第三期中期目標（最終案）	第三期中期計画（中間案）																																
<p>基本的な目標</p> <p>三重県を設立団体とする公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）は、三重県における看護学教育・研究の中核的機関として、質の高い人材を養成するとともに、教育・研究の成果を社会に還元して、三重県はもとより国内外の看護の発展と保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>この目的を達成するため、法人は、これまで、教育・研究活動や地域貢献活動を推進し、また、自主・自律的および効率的な運営を行うための基本的な機能の確立に取り組んできた。第三期中期目標期間においては、県民の高まる期待に応えるため、教育・研究の更なる質的向上を図り、ますます多様化、高度化する保健医療ニーズに応え、地域社会の保健・福祉に関わる切実な課題を解決するため、以下の目標を掲げ、一層積極的に取り組んでいく。</p>	<p>基本的な考え方</p> <p>01001 1 質の高い教育・研究の実践 新型コロナウイルス感染症を契機として保健医療ニーズの更なる多様化が見込まれる中、地域の特性を的確に捉えて、看護を実践できる人材の育成に取り組んでいきます。また、地域に根差した看護学の教育・研究拠点として、県内の保健・医療・福祉の向上と学術研究の発展に寄与するとともに、社会のニーズをふまえた研究活動を推進し、その成果を社会・地域へ還元していきます。</p> <p>01002 2 社会貢献・地域連携の推進 本学の資源・資産を有効に活用し、教育と研究の両面から、県内の医療機関、市町及び地域住民等との連携のもとに、地域の看護職者のスキルアップや県民の健康に関する意識の向上に取り組めます。また、多様な主体との連携のもと、教育研究活動を推進し、地域の保健・医療・福祉の向上につなげていきます。</p> <p>01003 3 的確な業務運営、大学教育の質保証 社会の変革に対応した大学の教育研究活動を効果的に実施していくため、業務運営を的確に行います。また、本学の教育理念・教育目標を達成し、教育の質を保証するため、自己点検・評価を毎年実施するとともに、第三者評価や法令に基づく監査及び法人独自に行う監査を実施し、これらの結果を教育研究活動や業務運営の改善に活用していきます。</p>																																
<p>I 中期目標の期間および教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 令和3年4月1日から令和9年3月31日まで</p>	<p>I 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期計画の期間 令和3年4月1日から令和9年3月31日まで</p>																																
<p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。</p> <table border="1" data-bbox="311 1207 985 1270"> <tr> <td colspan="4">三重県立看護大学</td> </tr> <tr> <td>看護学部</td> <td>看護学科</td> <td>大学院</td> <td>看護学研究科</td> </tr> </table>	三重県立看護大学				看護学部	看護学科	大学院	看護学研究科	<p>2 教育研究上の基本組織 看護学部 看護学科 大学院 看護学研究科</p>																								
三重県立看護大学																																	
看護学部	看護学科	大学院	看護学研究科																														
<p>II 大学の教育研究の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標 多様化、高度化する保健医療ニーズや地域の特性を的確に捉え、質の高い看護を実践できる人材を育成する。 学部においては、幅広い教養を基盤とした豊かな人間性や、人の生涯における看護ニーズに応えられる総合的な看護実践能力を備え、地域におけるさまざまな課題の解決に意欲的に取り組む人材を育成する。 研究科においては、卓越した看護実践能力と先駆的な研究能力を備え、看護の質の向上と看護学の発展に貢献する高度な看護専門職者としての人材を育成する。 これら看護職者の育成をもって、保健・医療・福祉の向上と地域医療体制の充実を図るため、教育に関する数値目標を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="216 1627 1317 1902"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>説明</th> <th>目標値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国家試験合格率</td> <td>看護師国家試験合格率</td> <td>100%</td> <td>98.8%</td> </tr> <tr> <td>保健師国家試験合格率</td> <td>100%</td> <td>91.6%</td> </tr> <tr> <td>助産師国家試験合格率</td> <td>100%</td> <td>98.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">国家試験合格者数</td> <td>看護師国家試験合格者数</td> <td>95人以上</td> <td>99.0人</td> </tr> <tr> <td>保健師国家試験合格者数</td> <td>95人以上</td> <td>91.6人</td> </tr> <tr> <td>助産師国家試験合格者数</td> <td>10人以上</td> <td>10.8人</td> </tr> <tr> <td>県内就職率</td> <td>県内への看護職就職者数／就職者数</td> <td>55%以上</td> <td>51.4%</td> </tr> <tr> <td>修士学位取得者数</td> <td>研究科での学位取得者数</td> <td>8人以上</td> <td>5.6人</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	説明	目標値	平均値	国家試験合格率	看護師国家試験合格率	100%	98.8%	保健師国家試験合格率	100%	91.6%	助産師国家試験合格率	100%	98.2%	国家試験合格者数	看護師国家試験合格者数	95人以上	99.0人	保健師国家試験合格者数	95人以上	91.6人	助産師国家試験合格者数	10人以上	10.8人	県内就職率	県内への看護職就職者数／就職者数	55%以上	51.4%	修士学位取得者数	研究科での学位取得者数	8人以上	5.6人	<p>II 大学の教育研究の向上に関する取組</p> <p>1 教育に関する取組</p>
指標名	説明	目標値	平均値																														
国家試験合格率	看護師国家試験合格率	100%	98.8%																														
	保健師国家試験合格率	100%	91.6%																														
	助産師国家試験合格率	100%	98.2%																														
国家試験合格者数	看護師国家試験合格者数	95人以上	99.0人																														
	保健師国家試験合格者数	95人以上	91.6人																														
	助産師国家試験合格者数	10人以上	10.8人																														
県内就職率	県内への看護職就職者数／就職者数	55%以上	51.4%																														
修士学位取得者数	研究科での学位取得者数	8人以上	5.6人																														

第三期中期目標（最終案）	第三期中期計画（中間案）
<p>●目標値については、特に説明のない限り、単年度の達成目標 ●平均値については、特に説明のない限り、H27～R元年度の5年間の平均値 （以下、中期目標の各項目について同じ）</p>	
<p>(1) 教育内容に関する目標</p> <p>① 学生の確保</p> <p>ア 学部 大学のアドミッションポリシーや教育内容を受験生等に的確に伝えられるよう、情報提供を積極的に行うとともに、看護職者として活躍したいという意欲ある学生を積極的に受け入れるため、県内高等学校等との連携を実施する。 入学者選抜については、多様な人材の確保に留意しつつ、選抜方法の充実を図るとともに、その成果を検証し、必要に応じて見直しを図る。</p> <p>イ 研究科 研究科のアドミッションポリシーや教育内容について積極的に情報提供を行い、研究科が求める人材像にかなった優秀な学生の確保を図る。 また、入学者の定員充足率を高めるため、教育研究体系や教育課程が社会の要請に応じたものになっているか検証・見直しを行うとともに、優秀な社会人学生の確保も見据え、保健・医療機関等と十分な連携を図る。</p> <p>② 教育課程および教育内容の充実 カリキュラムポリシーおよびディプロマポリシーに沿って、地域社会のニーズや時代の変化に対応しうる、高等教育機関に相応しい教育課程・教育研究体系の編成や教育内容の充実を図り、継続的に検証を行う。 また、県内保健・医療機関等との連携を強化し、地域医療への理解を深めるより実践的な教育を実施するほか、海外の大学との学術交流を行うなど、国際的な視野を持った人材の育成に取り組む。</p>	<p>(1) 教育内容に関する取組</p> <p>①学生の確保</p> <p>ア 学部 <適切な選抜の実施> 21101 看護職をめざす優秀な学生を確保するため、教育理念に基づいたアドミッションポリシーを明確に示し、多様な媒体、機会を利用して発信します。また、十分な基礎学力を備え強い修学意欲を持ち、将来、看護職者として社会や地域で活躍できる適性を持った入学生を確保するため、これまでの入学者選抜結果の分析・検証結果を活かし、選抜試験を実施します。</p> <p><高大接続の拡大> 21102 地域に貢献する看護職者の育成に向けて、本学への進学を希望する県内高校生や入学予定者を対象とした高大接続事業を、県教育委員会や県内高等学校、県内医療機関等と連携して実施します。これを通じ、基礎学力と看護職についての理解を備えた、意欲ある学生を確保することを目指します。</p> <p>イ 研究科 <適切な選抜の実施> 21103 将来の看護分野における高度な実践者、教育者、研究者を確保するため、研究科のアドミッションポリシーを明確に示し、インターネット等の活用など様々な機会を利用し発信します。また、看護の専門知識と技術を持ち、より高度な専門性の修得や国内外で活躍する意欲と適性を有する入学生を確保するため、県内医療機関等と連携し、現役看護職に対する情報提供等に取り組みます。</p> <p>②教育課程及び教育内容の充実</p> <p>ア 学部 <教育課程・教育方法・内容の充実> 21104 県内医療機関や行政機関等の協力を得ながら、カリキュラムポリシーに基づき、全学生に対して看護師・保健師の両国家試験受験資格を得ることができる、幅広く質の高い教育を提供します。また、教育課程の評価を実施し、より適切な教育課程に改善・編成するとともに、大学での学修に必要な知識や理解力・コミュニケーション能力、臨床実践能力等の看護職者として備えるべき基礎的能力を身につけるための教育を充実します。さらに、看護職者として長期的なビジョンを持てるようにキャリアデザイン教育にも取り組むほか、国際的な視野の養成のため、海外の大学等との国際交流を促進します。</p> <p><公正な成績評価の実施> 21105 ディプロマポリシーに基づき、各科目の成績評価基準を学生に明確に示し、シラバスやホームページ等で公表するとともに、基準に基づき、厳正に単位認定を行います。</p> <p>イ 研究科</p>

第三期中期目標（最終案）	第三期中期計画（中間案）													
	<p><教育課程・教育方法・内容の充実> 21106 研究科の教育課程を評価することにより、より適切な教育課程に改善・編成し、質の高い教育プログラムを提供して、看護専門職者の育成を行います。</p> <p><公正な成績評価の実施> 21107 ディプロマポリシーに基づき、学修目標や成績評価基準を学生に明確に示し、シラバスやホームページ等で公表するとともに、基準を点検・評価しつつ、厳正に単位認定を行います。</p>													
<p>(2) 教育の質の向上に関する目標 大学の教育が、教育目的や社会ニーズに対応しているか検証するため、授業評価をはじめとしたファカルティ・ディベロップメント活動について不断の見直しを行い、教育の質の確保に努める。</p>	<p>(2) 教育の質の向上に関する取組 <授業の点検・評価> 21201 教員相互による授業点検・評価、学生による授業評価の結果等を分析し、今後の教育内容に活用します。</p> <p><研修会等の開催> 21202 質の高い教育を実践するため、研修会等を積極的に開催し、教員の教育能力向上に努めます。</p>													
<p>(3) 学生支援に関する目標 学生ニーズや社会状況等をふまえ、学習支援、就職支援等の支援体制について一層の充実を図る。 就職支援については、県の看護職者確保・充実の方針をふまえつつ、県内の行政機関や医療機関等との連携・協力に取り組み、県内就職率の向上を図る。</p>	<p>(3) 学生の支援に関する取組 <学習支援> 21301 学生の学習相談や指導にきめ細かく対応できる体制や学生の自主的学習のための環境の整備、国家試験に向けた対策の充実に取り組みます。</p> <p><大社接続の支援> 21302 学生が卒業生や看護職者等とつながり、幅広い分野の知見に触れることで自らの適性や関心等に気づき、卒業後の進路を決定することができるよう、大学と社会（医療機関、行政機関、地域社会）との連携に取り組みます。 また、実務を継続しながら、高度な専門性を有する看護職者として活躍できるよう、生涯をとおして求められる実践能力向上のための支援に取り組みます。</p> <p><就職支援> 21303 県内看護職者の確保を念頭に置きながら、学生に対して就職に関する助言や指導、試験や面接対策等を実施するなどの支援を行うとともに、行政機関や県内医療機関等と連携・協力し、就職先に関する情報提供や就職ガイダンス等の強化に取り組みます。</p>													
<p>2 研究に関する目標 三重県立看護大学の研究活動をさらに活性化し、研究の成果の普及と社会への還元を図り、もって保健・医療・福祉の向上に資するため、研究に関する数値目標を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="216 1587 1430 1822"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>説明</th> <th>目標値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">競争的研究資金申請率</td> <td>専任教員は、科学研究費補助金等の競争的研究資金に毎年度1件以上応募することを原則義務化する。</td> <td rowspan="2">100%</td> <td rowspan="2">99.3%</td> </tr> <tr> <td>申請（継続含む）教員数 / 在職教員数</td> </tr> <tr> <td>外部研究資金採択率</td> <td>科学研究費補助金等の外部研究資金の採択率</td> <td>50%以上</td> <td>52.4%</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	説明	目標値	平均値	競争的研究資金申請率	専任教員は、科学研究費補助金等の競争的研究資金に毎年度1件以上応募することを原則義務化する。	100%	99.3%	申請（継続含む）教員数 / 在職教員数	外部研究資金採択率	科学研究費補助金等の外部研究資金の採択率	50%以上	52.4%	<p>2 研究に関する取組</p>
指標名	説明	目標値	平均値											
競争的研究資金申請率	専任教員は、科学研究費補助金等の競争的研究資金に毎年度1件以上応募することを原則義務化する。	100%	99.3%											
	申請（継続含む）教員数 / 在職教員数													
外部研究資金採択率	科学研究費補助金等の外部研究資金の採択率	50%以上	52.4%											

第三期中期目標（最終案）	第三期中期計画（中間案）																
<p>(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標 地域に根ざした研究拠点として、県内の保健・医療・福祉の向上と学術研究の発展に寄与するとともに、社会ニーズをふまえた先端的な研究活動を推進する。 また、研究に関する情報を積極的に発信し、その成果を地域社会へ還元する。</p>	<p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する取組 <研究と地域課題との循環の促進> 2 2 1 0 1 地域の保健・医療・福祉の向上に資するため、行政をはじめとした関係機関との連携・協働を深め、地域の特性や課題、ニーズに応じた研究や看護学の発展に寄与する研究を行います。また、連携協力協定病院等の医療・保健機関との連携を強化し、研究の活性化を図っていきます。</p> <p><競争的研究資金の獲得> 2 2 1 0 2 本学の教育の質の向上を図るため、全教員が各自の専門分野に応じた研究を推進するとともに、競争的研究資金の獲得に積極的に取り組みます。</p> <p><研究成果の公表と還元> 2 2 1 0 3 研究成果を学術雑誌に公表するとともに、研究活動をインターネットや報告書等の多様な媒体や講演等の機会を活用して発表し、地域や県民に還元していきます。</p>																
<p>(2) 研究実施体制の整備に関する目標 研究活動を活性化し、効果的に実施するため、大学として重点的に取り組む研究の推進体制を整備する。また、研究水準の向上のため、各教員の専門領域の独創的・先駆的な研究を積極的に支援するとともに、研究倫理を堅持する制度や体制について、継続的に検証し、必要に応じて見直しを図る。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する取組 <研究活動への支援> 2 2 2 0 1 教員各自の専門分野に応じた独創的・先駆的な研究を支援するため、大学全体で推進体制を整備し、若手研究者に対する支援等を積極的に行うとともに、研究活動のための研修を実施します。また、研究活動における倫理上の問題事象や不正行為等を未然に防止するため、教員に対して普及啓発を行うとともに、研究倫理審査を実施します。</p>																
<p>Ⅲ 社会・地域貢献に関する目標 医療機関や地域住民、またその他さまざまな主体との連携のもとに、大学の知的資源、人的資源および施設を有効に活用して地域、ひいては社会全体の保健・医療・福祉の向上に貢献するため、社会・地域貢献に関する数値目標を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="216 1209 1317 1476"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>説明</th> <th>目標値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職者を対象とした講座等の開催数</td> <td>看護職者を対象とした専門講座等を開催した数</td> <td>100回以上</td> <td>100回</td> </tr> <tr> <td>県民向け講座等の開催数</td> <td>県民が参加可能な講座等を開催した数</td> <td>96回以上</td> <td>96回</td> </tr> <tr> <td>学術研究団体等のさまざまな主体の活動に参画した数</td> <td>教員が県内外の学術研究団体の役員や行政等の審議会委員等に就任した数</td> <td>48人以上</td> <td>48人</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	説明	目標値	平均値	看護職者を対象とした講座等の開催数	看護職者を対象とした専門講座等を開催した数	100回以上	100回	県民向け講座等の開催数	県民が参加可能な講座等を開催した数	96回以上	96回	学術研究団体等のさまざまな主体の活動に参画した数	教員が県内外の学術研究団体の役員や行政等の審議会委員等に就任した数	48人以上	48人	<p>Ⅲ 社会・地域貢献に関する取組</p>
指標名	説明	目標値	平均値														
看護職者を対象とした講座等の開催数	看護職者を対象とした専門講座等を開催した数	100回以上	100回														
県民向け講座等の開催数	県民が参加可能な講座等を開催した数	96回以上	96回														
学術研究団体等のさまざまな主体の活動に参画した数	教員が県内外の学術研究団体の役員や行政等の審議会委員等に就任した数	48人以上	48人														
<p>1 看護職者に向けた取組に関する目標 三重県における看護学教育・研究の中核的機関として、医療機関等と連携・協力しながら、県内の看護職員の質の向上を図り、県内の保健・医療・福祉の向上に寄与する。また卒業生についても、専門職として質の向上を図ることができるよう継続して支援を行う。</p>	<p>1 看護職者に向けた取組 <看護職者の能力向上> 3 1 1 0 1 看護学の教育研究拠点として地域交流センターを核に、県内の保健・医療・福祉の向上に貢献できるよう地域連携事業を積極的に推進し、県内の看護職者の質向上のための教育及び研究を支援します。</p> <p><卒業生へのキャリア支援> 3 1 1 0 2 本学卒業生を対象に就労状況やキャリア支援に係るニーズ調査等を実施し、卒業生のニーズに応じた支援等を行います。</p>																

第三期中期目標（最終案）	第三期中期計画（中間案）								
<p>2 県民に向けた取組に関する目標 県民向け講座の実施など、県民の学習ニーズに応じた生涯学習事業を実施し、地域社会に貢献する。</p>	<p>2 県民に向けた取組 ＜県民のヘルスリテラシーの向上＞3 2 1 0 1 本学が有する資源や教員各自の専門分野を活かした講演等を実施し、地域に貢献していきます。地域交流センターが推進する事業をとおして、県民のニーズの把握に努め、県民のヘルスリテラシーの向上に資する取組を行います。</p>								
<p>3 さまざまな主体との連携に関する目標 大学の持つ知的資源、人的資源等を活用し、行政や学術団体等のさまざまな主体の活動に参画・連携することにより、社会貢献に資する活動を実施する。</p>	<p>3 さまざまな主体との連携等に関する取組 ＜教育研究活動に基づく社会・地域貢献＞3 3 1 0 1 行政機関や医療機関、福祉施設等と情報交換等を行い、地域のニーズを把握し、教員各自の専門分野を活かして、県内の保健・医療・福祉の課題解決や行政機関の政策立案等に協力します。また、教員が学術研究団体等に参画・連携し、広く社会に資する活動を推進します。</p>								
<p>IV 大学運営に係る環境整備に関する目標 大学運営の基礎となる環境整備に関する数値目標を以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="216 856 1317 974"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>説明</th> <th>目標値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学生アンケートにおける学生の満足度</td> <td>学生アンケートによる大学生生活の支援に対する満足度</td> <td>80%以上</td> <td>79.6%</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	説明	目標値	平均値	学生アンケートにおける学生の満足度	学生アンケートによる大学生生活の支援に対する満足度	80%以上	79.6%	<p>VI 大学運営に係る環境整備に関する取組</p>
指標名	説明	目標値	平均値						
学生アンケートにおける学生の満足度	学生アンケートによる大学生生活の支援に対する満足度	80%以上	79.6%						
<p>1 生活支援等に関する目標 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、各種相談制度を実施するなど大学生生活の支援体制について充実を図る。 また、学生に限らず、大学の全構成員が健康的に生活を送ることができるよう努める。</p>	<p>1 生活支援等に関する取組 ＜学生の生活支援＞4 1 1 0 1 学生生活が快適で豊かなものとなるよう、学生アンケートを実施しニーズを把握するとともに、健康・生活面での不安や悩みの解消に向けて面談等を積極的に行います。また、必要に応じて大学独自の修学支援基金を活用するとともに、社会に貢献したいという学生の思いや活動を支援するため、ボランティア活動に関する情報提供等を行います。 ＜教職員の健康管理＞4 1 1 0 2 健康で働きやすい職場環境を形成するため、業務の特性や社会情勢をふまえた働き方を推進します。また、長時間労働による健康障害の発生を予防することなどを目的として産業医による面接指導や職場巡視等を実施し、職場環境や業務方法の改善に取り組みます。</p>								
<p>2 施設・設備の整備、維持管理等に関する目標 学生や教員が、良好な環境で教育研究活動に取り組めるよう、図書館をはじめとした施設・設備を計画的・効率的に整備する。また、長期的な視点から既存施設・設備の適正な維持管理を行い、計画的な整備を進める。</p>	<p>2 施設・設備の整備、維持管理等に関する取組 ＜教育環境・IT環境の整備＞4 2 1 0 1 質の高い教育、研究の実践に必要な、IT環境を含む施設・設備・備品等の整備・充実を、財政状況をふまえ計画的に実施するとともに、適切に維持管理を行います。 ＜図書館運営の充実＞4 2 1 0 2 電子化の進展やアクティブ・ラーニングの推進等の環境変化をふまえながら、学術情報の基盤としての基本的機能を引きつづき果たすことができるように、効率的な図書館運営に努めます。また、地域にも開放し、地域住民の利便に供します。 ＜環境への配慮＞4 2 1 0 3 施設・設備の整備や管理運営にあたっては、省エネルギー対策やユニバーサルデザインに配慮して行います。</p>								

第三期中期目標（最終案）	第三期中期計画（中間案）								
<p>3 危機管理に関する目標 学内における安全衛生管理の対策や、災害・事故等に備えた危機管理の対策を必要に応じて見直し、充実を図る。</p>	<p>3 危機管理に関する取組 <大規模災害時等への対応> 4 3 1 0 1 大規模災害発生時等に、自らの生命・安全を確保し、大学の教育・研究活動に対する被害を最小限にするため、学生や教職員一人ひとりが主体的に考え、行動できるよう防災訓練を実施します。また、発災時に備え、平常時から地域における大学の役割や機能を行政機関と共有するとともに、被災時の早期復旧・相互支援のため、大学間の支援・協力体制づくりを進めていきます。</p> <p><危機管理への対応> 4 3 1 0 2 大学に重大な被害や支障を来すおそれのある危機を未然に防止するとともに、危機が発生した場合に被害等を最小限にとどめることができるよう、日頃から大学運営におけるリスク等を想定して適切な措置を講じ、危機的状況に陥らないよう取り組みます。</p>								
<p>4 人権尊重に関する目標 学生および教職員の人権意識の向上を図るとともに、各種ハラスメント行為の未然防止と発生後の適切な対応を確保するために、実効性のある取組を行う。</p>	<p>4 人権の尊重に関する取組 <人権尊重とハラスメント防止> 4 4 1 0 1 全ての学生及び教職員、学内関係者が個人として尊重され、人権を侵害されることのない健全な環境を確保するため、人権意識の高揚と人権侵害の防止等に努めます。また、ハラスメントに起因する問題など、人権の侵害に関わる事案が発生した場合には、迅速かつ適切に対応します。</p>								
<p>V 的確な業務運営の実施および業務改善に関する目標 理事長（学長）の責任と権限のもとに効率的で弾力的な業務運営を行い、大学の教育研究活動を効果的に実施していくため、的確な業務運営の実施および業務改善に関する数値目標を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="216 1073 1317 1220"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>説明</th> <th>目標値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中期目標期間中の改善事例件数</td> <td>中期目標期間中に学生や教職員から要望を受け改善に取り組んだ事例の総数</td> <td>10件以上</td> <td>1.6件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※目標値：中期目標期間6年間の累計件数を設定</p>	指標名	説明	目標値	平均値	中期目標期間中の改善事例件数	中期目標期間中に学生や教職員から要望を受け改善に取り組んだ事例の総数	10件以上	1.6件	<p>V 的確な業務運営の実施及び業務改善に関する取組</p>
指標名	説明	目標値	平均値						
中期目標期間中の改善事例件数	中期目標期間中に学生や教職員から要望を受け改善に取り組んだ事例の総数	10件以上	1.6件						
<p>1 組織運営の改善に関する目標 大学の教育研究活動を効果的に実施するため、理事長のリーダーシップのもと、効率的かつ機動的な大学運営を行う。また、財務状況を見据えつつ、戦略的な経営を行うほか、コンプライアンスの確保や財務報告等の信頼性の確保等を図るため、監事監査や内部監査等の実施をとおして、内部統制がとれた大学運営を行う。 教育研究組織については、社会のニーズをふまえて適宜見直しを行う。</p>	<p>1 組織運営の改善に関する取組 <組織体制> 5 1 1 0 1 理事長のリーダーシップのもと、幅広い視野で社会や地域のニーズを的確に把握するとともに、大学の強みや特色を活かして、教育、研究、社会・地域貢献の機能を最大限発揮できるよう、機動的かつ効率的に内部統制がとれた組織運営を行います。 また、学生や教職員に対するアンケートなどを通じて、教育研究に係る問題点等を把握し、組織運営の改善に取り組みます。</p>								
<p>2 人材の確保・育成に関する目標 (1) 人材の確保に関する取組 大学の教育研究の質を向上させるとともに、円滑で自律的な法人運営を行うため、優秀な教職員の積極的確保に努める。</p>	<p>2 人材の確保・育成に関する取組 (1) 人材の確保に関する取組 <教職員の充足> 5 2 1 0 1 本学の教育理念・教育目標が達成できるよう、中長期的な視点に立って、教員の採用や育成を行うとともに、それぞれの専門分野における豊かな知識と研究能力を有する優秀な人材の確保・登用等に努めます。また、事務職員については、事務局の運営に必要な人材を確保するとともに、専門性の向上や組織の活性化を図るため、業務内容に応じて適切に配置します。</p>								

第三期中期目標（最終案）	第三期中期計画（中間案）								
<p>(2) 人材の育成に関する取組 教職員の資質や意欲を高めるため、評価制度を効果的に活用するとともに、教育研究活動等の質を向上させるため、制度を継続的に見直し、改善を図る。また、人材を育成するうえで効果的な研修制度について、継続して検証し、特に、法人固有職員については、中長期的な組織運営の観点から育成を図る。 また、またサービスや勤務条件等について、大学の教育研究活動の状況や職務の特性をふまえた内容となっているか継続して検証する。</p>	<p>(2) 人材の育成に関する取組 <教員の育成と働き方> 5 2 2 0 1 教員活動評価・支援制度を適切に運用し、教員の業績を評価するとともに、研修やファカルティ・ディベロップメント活動を通じて優秀な教員の育成につなげていきます。また、業務実態や評価結果をふまえて、評価制度の改善や研修の充実を図っていきます。さらに、より働きやすい環境を整えていくため、労働法改正やアンケート調査の結果等をふまえて、サービス制度や働き方の見直し・充実に取り組んでいきます <事務職員の育成と働き方> 5 2 2 0 2 評価制度を適切に運用し、事務職員の強み・弱み等を把握するとともに、業務に関連する研修へ積極的に参加させ、育成を図っていきます。とりわけ、中長期にわたり法人運営を支える固有職員については、体系的かつ着実に育成していきます。また、教員と同様に、より働きやすい環境を整えていくため、労働法改正やアンケート調査の結果等をふまえて、サービス制度や働き方の見直し・充実に取り組んでいきます。</p>								
<p>VI 財務内容の改善に関する目標 運営費交付金以外の自己収入を確保し、健全な法人経営を行うため、法人の財務内容の改善に関する数値目標を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="219 982 1377 1098"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>説明</th> <th>目標値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中期目標期間中の法人の自己収入額</td> <td>中期目標期間中の 授業料、入学金を除く自己収入総額</td> <td>*143,000 千円以上</td> <td>*165,532 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平均値：第3期も継続して存在する要因についてH27～R元年度の平均値×6で算出 ※目標値：自己収入のうち、受検手数料については、外的要因により、今後減少することが見込まれるため、その影響をふまえた数値を設定</p>	指標名	説明	目標値	平均値	中期目標期間中の法人の自己収入額	中期目標期間中の 授業料、入学金を除く自己収入総額	*143,000 千円以上	*165,532 千円	<p>VI 財務内容の改善に関する取組</p>
指標名	説明	目標値	平均値						
中期目標期間中の法人の自己収入額	中期目標期間中の 授業料、入学金を除く自己収入総額	*143,000 千円以上	*165,532 千円						
<p>1 自己収入の確保に関する目標 大学経営の観点や社会情勢を勘案の上、授業料等の学生納付金について適切な料金を設定するとともに、受託事業収入等外部資金の獲得や知的財産の積極的な活用など、収入源の多様化を図る。</p>	<p>1 自己収入の確保に関する取組 <自己収入の確保> 6 1 1 0 1 授業料等の学生納付金や地域交流センター事業の講習料等を、受益者負担の観点から、社会情勢等も念頭において適宜見直し、収入の確保を図ります。また、大学運営に支障のない範囲で、適切な料金で施設等を貸し付けるとともに、本学の広報媒体への広告掲載等により収入の確保に努めていきます。 <知的財産の適切な保護と活用> 6 1 1 0 2 教員の職務発明については、大学の知的財産として適切に管理するとともに、研究活動や産学官連携を推進し、事業化の実現をめざします。</p>								
<p>2 経費の抑制に関する目標 財務状況を見極めながら、中長期的な視点から自律的な運営を行いつつ、業務の改善等により経費の抑制に努める。</p>	<p>2 経費の抑制に関する取組 <経費の抑制> 6 2 1 0 1 組織や事務処理方法の効率化、費用対効果をふまえた電子化、調達方法の不断の見直し、環境マネジメントシステムの運用、コスト意識の徹底等により経費の抑制を図っていきます。</p>								

第三期中期目標（最終案）	第三期中期計画（中間案）												
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 学内施設等の保有財産について、適正な管理を行い、有効活用を図る。また、保有資金については、適正に管理の上、安全かつ有効な運用を図る。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する取組 ＜資産の適正管理＞63101 土地・建物等の保有財産については適正な維持管理を行い、大学運営に支障がない範囲で施設等の貸し付けや開放を行い、社会・地域貢献に努めます。また、保有資金については、収支計画を勘案しながら、安全を前提に適正かつ有効な資金運用を行います。</p>												
<p>VII 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する目標 三重県立看護大学の教育理念・教育目標を達成し、看護系大学に求められる教育の質を保証するため、自己点検・評価を毎年度実施するとともに、第三者評価を導入し、評価結果を教育研究活動や業務運営の改善に活用する。また、中長期計画に基づいた業務を有効かつ効率的に遂行するため、法人独自に行う監査を計画的、体系的に実施する。 そのため、大学教育の質保証に関する数値目標を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="216 800 1317 947"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>説明</th> <th>目標値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己点検・評価結果に基づく改善率</td> <td>前年度の課題の解決に向けての取組の実施割合</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>自己点検・評価の実施状況</td> <td>自己点検・評価の実施回数</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	説明	目標値	平均値	自己点検・評価結果に基づく改善率	前年度の課題の解決に向けての取組の実施割合	100%	100%	自己点検・評価の実施状況	自己点検・評価の実施回数	1回	1回	<p>VII 大学教育の質保証及び情報の公開・発信に関する取組</p>
指標名	説明	目標値	平均値										
自己点検・評価結果に基づく改善率	前年度の課題の解決に向けての取組の実施割合	100%	100%										
自己点検・評価の実施状況	自己点検・評価の実施回数	1回	1回										
<p>1 大学教育の質保証に関する目標 大学が自律的な存在として機能し、大学の質を維持・向上させるために、客観的な自己点検・評価および第三者評価を実施し、その結果を公表する。 また、中期目標・中期計画等に基づいた業務を有効かつ効率的に遂行するため、内部監査についても適切に実施し、教育研究活動や業務運営の改善・改革につなげる。</p>	<p>1 大学教育の質保証に関する取組 ＜自己点検・評価及び外部評価＞71101 教育研究活動によって得られた成果や中期目標の達成状況等について、自己点検・評価を客観的かつ継続的に行うとともに、第三者評価（認証評価等）を実施し、これらの結果に基づいて改善に取り組むことにより、大学教育の質保証をさらに推進します。</p> <p>＜内部監査の推進＞71102 会計処理をはじめ法人の業務運営等幅広い分野において、監査実施方針に基づき内部監査を計画的・体系的に実施し、問題点等が発見された場合は、速やかに改善していきます。</p>												
<p>2 情報の公開・発信に関する目標 組織運営や諸活動の状況等について積極的に情報を公開・発信し、社会的な説明責任を果たすとともに、大学の認知度向上に努める。</p>	<p>2 情報の公開・発信の推進に関する取組 ＜情報公開・情報発信の推進＞72101 法人運営の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすため、財政状況等の法人情報を公開します。また、大学の情報を積極的に発信し、大学の取組等をわかりやすく伝えていきます。</p>												

第三期中期目標（最終案）			第三期中期計画（中間案）	
語句説明			《第三期中期目標》	
頁	語句	説明		
2	アドミッションポリシー	入学者受入方針。各大学・学部等が、その教育理念や特色等をふまえ、どのような教育活動を行い、また、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのかなどの考え方をまとめたもの。入学者の選抜方法や入試問題の出題内容等にはこの方針が反映される。	VIII 予算、収支計画及び資金計画 別紙のとおり	
2	カリキュラムポリシー	教育課程編成・実施の方針。ディプロマポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学習成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針。	IX 短期借入金の限度額 1億円 想定される理由 運営費交付金の受入時期と資金需要との時間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されます。	
2	ディプロマポリシー	学位授与方針。各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標となるもの。	X 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし	
3	ファカルティ・ディベ ロップメント	授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。具体的な例としては、新任教員のための研修会の開催、教員相互の授業参観の実施、推進のための組織の設置などを挙げることができる。	XI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設整備の改善に充てます。	
			XII 施設及び設備に関する計画 なし	
			XIII 積立金の処分に関する計画 前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てます。	